

芦屋市印鑑条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
(登録資格)	(登録資格)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u> とする。	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 <u>次に掲げる者</u> とする。
	(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u>
	(2) <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者</u>
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができないものとする。
(1) 15才未満の者	(1) 15才未満の者
(2) 成年被後見人	(2) 成年被後見人
(登録申請)	(登録申請)
第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。	第3条 印鑑の登録をしようとする者は、登録をしようとする印鑑を自ら持参し、規則で定める書面で市長に申請しなければならない。
(登録印鑑の制限)	(申請書の不受理)
第4条 登録できる印鑑は、1人1個に限るものとする。	第4条 登録できる印鑑は、1人1個に限るものとする。
2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、 <u>当該印鑑の登録を受けることができない</u> 。	2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、 <u>印鑑登録申請書（以下「申請書」という。）を受理することができない</u> 。
(1) <u>住民票に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（漢字、平仮名又は片仮名に替えられている名及び外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民で住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを除く。）</u>	(1) <u>住民票又は外国人登録原票に記載されている氏名、氏、名又は氏及び名の各一部を組み合わせたもので表わされていないもの（名については、漢字、平假名又はカタカナに替えられているものを除く。）</u>
(2) 職業、 <u>資格等他の事項を表しているもの</u>	(2) 職業、 <u>肩書き等他の事項を表わしているもの</u>

改 正 案	現 行
(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの (5) 印影を鮮明に表しにくいもの (6) <u>前各号に定めるもののほか、市長が特に不適当と認めるもの</u> <u>(申請の確認)</u>	(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (4) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの (5) 印影を鮮明に <u>表わし</u> にくいもの (6) <u>その他</u> 市長が特に不適当と認めるもの <u>(申請書の確認)</u>
第 5 条 市長は、 <u>印鑑の登録の申請があつた場合は、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、書面により照会し、期限を付してその回答を求めるものとする。ただし、当該申請の際、本人の意思に基づくものであると確認できた場合は、この限りでない。</u>	第 5 条 市長は、 <u>申請書を受理したときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、書面により照会し、期限を付してその回答を求めるものとする。ただし、当該申請が本人の意思に基づくものであると認められる場合は、この限りでない。</u>
2 <u>市長は、前項本文の規定による回答が期限内になされない場合又は本人の意思に基づかぬ申請であることが明らかになつた場合は、当該申請に係る印鑑の登録をすることができない。</u> (印鑑の登録)	2 <u>前項本文の規定による回答が期限内になされないとき、又は本人の意思に基づかぬ申請であることが明らかになつたときは、当該申請書は、その受理を取り消すものとする。</u> (印鑑の登録)
第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名 <u>(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</u> (4) 出生の年月日 (5) 男女の別 (6) 住所 (7) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録をする場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u>	第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認したときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録する。 (1) 登録番号 (2) 登録年月日 (3) 氏名 (4) 出生の年月日 (5) 男女の別 (6) 住所
2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、 <u>磁気ディス</u>	2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑票については、 <u>磁気テープ</u> (これ

改 正 案	現 行
<p>ク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。</p> <p>(登録証の記載事項)</p>	<p>に準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。</p>
<p>第8条 登録証には、印鑑登録原票に記載した登録番号を記載する。</p> <p>(登録証の引替交付)</p>	<p>第8条 登録証には、印鑑票に記載した登録番号を記載する。</p> <p>(登録証の引替交付)</p>
<p>第9条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、登録証が著しく損傷したときは、登録証を添えて市長に登録証の引替交付を申請することができる。</p>	<p>第9条 登録証が著しく損傷したときは、登録証を添えて規則で定める書面で市長に登録証の引替交付を申請することができる。</p>
<p>2 市長は、前項の申請があつた場合は、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に直接その登録証と引替えに新たに登録証を交付するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項の申請があつた場合は、登録証及び印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に直接その登録証と引替えに新たに登録証を交付するものとする。</p>
<p>(登録証亡失の届出)</p>	<p>(登録証亡失の届出)</p>
<p>第10条 印鑑登録者が、登録証を亡失した場合は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(印鑑の登録の廃止の申請)</p>	<p>第10条 印鑑の登録をしている者(以下「印鑑登録者」という。)が、登録証を亡失した場合は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(印鑑登録の廃止の申請)</p>
<p>第11条 印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録証を添えて(第4号を除く。)市長に登録の廃止の申請をしなければならない。</p>	<p>第11条 印鑑登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、自ら出頭し、登録証を添えて(第4号を除く。)規則で定める書面で市長に登録廃止の申請をしなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。 (2) 登録印鑑が亡失又は摩滅したとき。 (3) 登録証の登録番号が判読できなくなつたとき。 (4) 登録証を亡失したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印鑑登録を廃止しようとするとき。 (2) 登録印鑑が亡失又は摩滅したとき。 (3) 登録証の登録番号が判読できなくなつたとき。 (4) 登録証を亡失したとき。
<p>(登録事項の変更)</p>	<p>(登録事項の変更)</p> <p>第12条 印鑑登録者は、住所、氏名等の登録事項に変更があつた場合には、規則で定める書面で市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があつた場合は、審査の上当該事項を変更するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第12条 市長は、印鑑登録原票の登録事項(印影を除く。)に変更があることを知つた場合は、職權で当該登録事項を変更しなければならない。</p> <p>(登録の消除)</p>	<p>3 市長は、印鑑票の登録事項(印鑑を除く。)に変更があることを知つた場合は、職權で当該事項を変更するものとする。</p> <p>(登録の消除)</p>
<p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除するものとする。この場合において、第6号及び第7号に該当するときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除するものとする。この場合において第5号以下については、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>(1) 第11条の申請があつたとき。</p> <p>(2) 印鑑登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(3) 印鑑登録者が市外に転出したとき。</p> <p>(4) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本国籍を取得した場合を除く。)。</p> <p>(5) 印鑑登録者が後見開始の審判を受けたとき。</p> <p>(6) 登録印鑑が第4条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が消除すべき理由が生じたと認めたとき。</p>	<p>(1) 第11条の申請を受理したとき。</p> <p>(2) 印鑑登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(3) 印鑑登録者が市外に転出したとき。</p> <p>(4) 印鑑登録者が後見開始の審判を受けたとき。</p> <p>(5) 登録印鑑が第4条第2項第1号に該当したとき。</p> <p>(6) その他市長が消除すべき理由が生じたと認めたとき。</p>
<p>(証明書の交付)</p>	<p>(証明書の交付)</p>
<p>第14条 印鑑登録者は、市長に対して印鑑登録証明書(以下「証明書」という。)の交付を申請する場合は、登録証を添えて申請しなければならない。</p>	<p>第14条 印鑑登録者は、市長に対して印鑑登録証明書(以下「証明書」という。)の交付を申請する場合には、登録証を添えて、規則で定める書面で申請しなければならない。</p>
<p>2 市長は、証明書の交付の申請があつた場合は、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して証明書を交付し、かつ登録証を返付するものとする。</p>	<p>2 市長は、証明書の交付の申請があつた場合は、登録証及び印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して証明書を交付し、かつ登録証を返付するものとする。</p>
<p>(証明書)</p>	<p>(証明書)</p>
<p>第15条 証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せ</p>	<p>第15条 証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑票に登録されている印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取つて磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次の各号に</p>

改 正 案	現 行
て次の各号に掲げる事項を記載するものとする。	掲げる事項を記載するものとする。
(1) 氏名 <u>(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</u>	(1) 氏名
(2) 出生の年月日	(2) 出生の年月日
(3) 男女の別	(3) 男女の別
(4) 住所	(4) 住所
(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記	
2 市長は、証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。	2 市長は、証明書を交付する場合には、その末尾に印鑑票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。
3 市長は、災害その他の理由により第1項に規定する方法により証明書を作成することができない場合は、印鑑登録原票に登録されている印影と照合し、提示された印鑑について証明することができる。	3 市長は、災害その他の理由により第1項に規定する方法により証明書を作成することができない場合には、登録されている印鑑票と照合し、提示された印鑑について証明することができる。
(印鑑登録証明の制限)	(証明申請書の不受理)
第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明をすることができない。	第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明申請書(以下「証明申請書」という。)を受理することができない。
(1) 登録証の提示がないとき、又は提示された登録証が著しく損傷し、登録番号が判読できないとき。	(1) 登録証を提示しないとき、又は著しく損傷し、登録番号が判読できないとき。
(2) 印鑑登録証明申請書の提出がないとき、又は所定の事項が記入されていないとき。	(2) 証明申請書を提出しないとき、又は所定の事項を記入していないとき。
(3) 証明書用紙以外の文書に押印したものの証明を求められたとき。	(3) 証明書用紙以外の文書に押印したものの証明を求められたとき。
(4) 証明書による再証明を求められたとき。	(4) 証明書による再証明を求められたとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。	(5) その他市長が不適当と認めたとき。
(閲覧の禁止)	(閲覧の禁止)
第17条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。	第17条 市長は、印鑑票その他印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。

改正案	現行
(代理申請等)	(代理申請等)
第19条 第3条, 第9条第1項, 第11条及び第14条第1項の申請, 第7条の交付並びに第10条及び第12条第1項の届出について, やむを得ない理由により, <u>自ら行う</u> ことができる場合は, 代理人により行うことができる。この場合において, <u>第3条及び第11条の申請並びに第7条の交付</u> については, 委任の旨を証する書面を添えなければならない。	第19条 第3条, 第9条第1項, 第11条及び第14条第1項の申請, 第7条の交付並びに第10条及び第12条第1項の届出について, やむを得ない理由により, <u>自ら出頭する</u> ことができる場合は, 代理人により行うことができる。この場合において, <u>第3条, 第7条及び第11条の申請又は交付</u> については, 委任の旨を証する書面を添えなければならない。
第20条 (省略)	<u>第19条の2</u> (省略)
(補則)	(委任)
第21条 (省略)	第20条 (省略)

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は, 改正部分)

改正案				現行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 総務関係 (表省略)				1 総務関係 (表省略)			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300円	1	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300円
2・3	(省略)			2・3	(省略)		
4	住民基本台帳法第	住民基本台帳カード	1枚につき 500円	4	住民基本台帳法第	住民基本台帳カード	1枚につき 500円

改 正 案				現 行			
	30条の44第1項又は第11項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付	の交付手数料又は再交付手数料			30条の44第1項又は第7項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付	の交付手数料又は再交付手数料	
5	(省略)			5	(省略)		
6	芦屋市印鑑条例(昭和50年芦屋市条例第21号)第14条第1項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手数料	1通につき 300円	6	印鑑条例第14条第1項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書の交付手数料	1通につき 300円
7 ～ 9	(省略)			7 ～ 9	(省略)		
10 ・ 11	(省略)			10	外国人登録法第4条の3の規定に基づく登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付手数料	外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付手数料	1通につき 300円
12	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている	戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付手数料	1通につき 450円	13	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証	戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付手数料	1通につき 450円

改 正 案			現 行				
	事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			明した書面の交付			
<u>13</u> ～ <u>18</u>	(省略)						
<u>19</u>	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可の申請手数料	1両につき 750 円	<u>14</u> ～ <u>19</u>	(省略)		
<u>20</u>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 19 条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400 円	<u>20</u>	道路運送車両法第 34 条第 2 項(同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可の申請手数料	1両につき 750 円
<u>21</u>	狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録について、厚生労働省令で定める様式による相当堅固な材料を用いる鑑札の交付	犬の登録手数料	1頭につき 3,000 円	<u>21</u>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 19 条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき 3,400 円
<u>22</u>	(省略)			<u>22</u>	狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録について、厚生労働省令で定める様式による相当堅固な材料を用いる鑑札の交付	犬の登録手数料	1頭につき 3,000 円
<u>23</u>	狂犬病予防法施行令(昭和 28 年政令第 236 号)第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札の再交付について、請求により厚生	犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600 円	<u>23</u>	(省略)		
				<u>24</u>	狂犬病予防法施行令第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札の再交付について、請求によ	犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600 円

改 正 案			現 行		
	労働省令で定める様式による相当堅固な材料を用いる鑑札の再交付			り厚生労働省令で定める様式による相当堅固な材料を用いる鑑札の再交付	
24	(省略)		25	(省略)	
3 建設関係 ~ 5 その他共通関係 (表省略)			3 建設関係 ~ 5 その他共通関係 (表省略)		

芦屋市敬老祝金条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(祝金の受給資格)</p> <p>第2条 祝金は、毎年9月1日(以下「基準日」という。)現在において、88歳及び100歳の者で、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き芦屋市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による記録をされているものに支給する。</p>	<p>(祝金の受給資格)</p> <p>第2条 祝金は、毎年9月1日(以下「基準日」という。)現在において、88歳及び100歳の者で、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き芦屋市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による記録又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)による登録をされているものに支給する。</p>

芦屋市福祉金条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所において、重度、中度若しくは軽度の判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。 (2) ~ (4) (省略) (福祉金の受給資格) 第 4 条 福祉金の支給を受けることができる者は、毎年 10 月 1 日(以下「基準日」という。)現在において、第 2 条に規定する障害者、母子状態にある母、父子状態にある父又は遺児に該当し、かつ、その年の 1 月 1 日から基準日まで引き続き芦屋市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により住民基本台帳に記録されているものとする。	(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 15 条に規定する児童相談所において、重度、中度若しくは軽度の判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。 (2) ~ (4) (省略) (福祉金の受給資格) 第 4 条 福祉金の支給を受けることができる者は、毎年 10 月 1 日(以下「基準日」という。)現在において、第 2 条に規定する障害者、母子状態にある母、父子状態にある父又は遺児に該当し、かつ、その年の 1 月 1 日から基準日まで引き続き芦屋市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により住民基本台帳に記録されているもの又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)により外国人登録原票に登録されているものとする。